

いじめの定義について

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象になった児童が心身の苦痛を感じているもの。（いじめている側に、いじめているという意識が有る無しにかかわらず、相手側（いじめられている側）が苦痛を感じている場合は「いじめ」になる。）

※けんかやふざけ合いであっても児童の感じる心身の苦痛に着目して判断する。

※好意で行った行為も相手が苦痛を感じればいじめに該当する。「いじめ」という言葉を使わずに柔軟に対応することも可能である。

1 基本方針

- (1) 自尊感情を大切にし、温かな人間関係の中、満足度の高い学級(学校)づくりに取り組む。
- (2) 「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯な行為である。」「いじめはどの児童にも、どの学校でも起こりうる」との共通意識をもつ。
- (3) 「いのちの教育」を積極的に推進し、自他の生命の尊さを実感させる。

2 いじめの予防について

- (1) 特別の教科道徳を中心にして、いじめは絶対にしてはいけないということを様々な機会を捉えて指導していく。
- (2) 楽しい学校にはいじめは生まれえないという基本的な考え方を大切にして、一人一人を大切にしたいわかる授業づくりに努めていく。
- (3) 特別活動（学校行事、学級活動等）や縦割り班活動を通して、協力して創りあげることの喜び、達成感を味わわせ、自己有用感を育てていく。
- (4) まわりの人のがんばりや善い行いを全体で認める機会を設けて、自尊感情を育てていく。
- (5) 教職員による言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないように、指導のあり方に細心の注意を払う。

3 いじめの早期発見について

- (1) 担任等による日常的な観察、子供を語る会を行い、早期発見に努める。
- (2) 定期的なアンケート（「心の安全点検」月1回・県「児童用早期発見アンケート・保護者アンケート」）を実施し、子どもたちの学校生活や家庭生活での人間関係や交友関係、遊び等について調査し、気になる内容を把握していく。
- (3) 担任による相談、養護教諭や教育相談担当職員による相談体制を充実させる。
- (4) 子どもたちからの言葉や行動での訴え、保護者の方や地域の方からの情報提供を大切にしていく。

4 いじめに対する措置について

- (1) 「心の安全点検」や子どもや保護者、地域からの情報の中からいじめの兆候が見られた場合は直ちに校長または教頭に報告し、「教育相談委員会(いじめ防止委員会)」で即対応する。
- (2) 「教育相談委員会(いじめ防止委員会)」のメンバーは校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、該当児童担任、養護教諭、その他必要とする職員とする。
- (3) 「教育相談委員会(いじめ防止委員会)」は、いじめの事実を受けたとき、いじめを受けた側、いじめを行った側、その他関係者からの情報を収集し、その確認をする。いじめと認められた場合は教育委員会に報告する。特に重大事態の疑いがある場合は、速やかに校長より市教育委員会へ報告をする。
- (4) いじめが確認された場合、いじめを受けた側、いじめを行った側の指導、保護者への説明と支援・助言等を行う。
- (5) 必要がある場合、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童を教室以外で学習させる。
- (6) 保護者間のトラブルが起こらないよう、いじめの情報を共有する措置を講ずる。
- (7) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは警察と連携する。
- (8) いじめを行った児童に対しては教育上必要である場合は適切に懲戒を加える。
- (9) 重大事態発生時には、市教育委員会と協議の上、調査組織を設置する。

<重大事態とは>

- 生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき
- 相当の期間、欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき

5 その他の留意事項

- (1) 携帯電話やスマートフォン・ゲーム機等のメール等による悪口や心ない書き込み等もいじめであるということを児童・保護者・教職員が認識し、未然防止と適切な対応に努める。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○情報モラル学習○家庭・地域・PTA・中学校との連携(フィルタリング・ペアレンタルコントロール・研修会・実態把握等の実施)○早期発見・早期対応のための相談体制の整備 |
|--|

- (2) 教育的諸課題から次のような児童のいじめには特に配慮する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○発達障がいを含む障がいのある児童○帰国児童や外国人を親に持つ児童、外国人の児童○性的マイノリティーに係る児童○被災児童 |
|---|

平成26年4月1日より施行(平成30年12月1日 一部改定)
(令和4年12月1日 一部改訂)